

令和6年度新たな住民税均等割のみ課税世帯 価格高騰重点支援給付金(1世帯10万円)のご案内

次の支給要件を満たすと見込まれる世帯主の方に価格高騰重点支援給付金支給要件確認書を送付しています。(要件に該当しない場合、支給対象となりません。)

価格高騰重点支援給付金の支給対象世帯

令和6年6月3日時点で菰野町に住民登録があり、令和6年度において新たに住民税均等割のみ課税となる世帯

〈対象外〉

- ・住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
- ・令和5年度住民税非課税世帯への給付金(7万円)及び令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)の給付対象であった世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯
- ・他の市区町村で実施する価格高騰重点支援給付金と同様の給付金の支給対象であった世帯

こども加算

令和6年6月3日時点において18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)を世帯内で扶養している場合、対象児童1人あたり5万円が加算されます。

〈例〉対象児童3人の場合

(価格高騰重点支援給付金) 100,000円 + (こども加算) 150,000円 = (支給額) 250,000円

価格高騰重点支援給付金の受給には手続きが必要です

➤ 手続きの流れ



➤ 提出期限

令和6年10月31日(木)



期限までに必要書類の提出がない場合、本給付金の支給ができなくなりますので、速やかにご確認いただき、返送をお願いします。

➤ 必要書類

手続きをする人	世帯主本人		代理人	
	変更なし	変更あり	変更なし	変更あり
確認書の上部に記載の支給口座	変更なし	変更あり	変更なし	変更あり
確認書	○	○	○	○
口座確認書類	—	○(※)	—	○(※)
世帯主の本人確認書類	—	○(※)	○	○
代理人の本人確認書類	—	—	○	○

(※) 公金受取口座(世帯主名義に限る)の場合は不要です

【お問合せ先】菰野町役場健康福祉課 TEL: 059-391-1123 FAX: 059-394-3423